

平成26年雇第7号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、C県D市所在の会社E（以下「事業所」という。）を離職したとして、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険被保険者離職票の交付は受けていないものの、基本手当を受給したいとの申出を行った。安定所長は、同日、請求人からの求職申込書を受理し、受給資格の仮決定を行った。

安定所長は、同年〇月〇日、事業所から雇用保険被保険者離職証明書の提出を受け、記載内容を確認後、当該離職証明書（事業主控）及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）を交付し、請求人に係る雇用保険被保険者離職票-1及び雇用保険被保険者離職票-2（以下「離職票-2」という。）を発行し、これを保管した。安定所長は、同月〇日付けで請求人に対して当該離職票だけでは被保険者期間が不足していることなどを説明し、法第13条の規定に基づき基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行う旨を電話で伝え、離職票-2にその旨記載した。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 基本手当の受給資格については、法第13条第1項で、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あるとき、同条第2項で特定理由離職者又は第23条第2項各号のいずれかに該当する者(法第13条第1項の規定により受給資格を満たす者を除く。)については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あるときにこれを満たすと定められている。

この被保険者期間とは、法第14条第1項によれば、原則として、被保険者であった期間のうち、離職日から1か月毎に遡って区切った各期間を単位として、当該各期間中に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある場合に1か月として計算することとされている。

(2) これを本件についてみると、請求人は、事業所における被保険者であった期間が平成○年○月○日から平成○年○月○日までであるものの、離職票-2に照らすと、当該期間のうち法第14条第1項に定める被保険者期間と認められるのは4.5か月のみである。

(3) また、請求人は、事業所に就労する前の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間、別の会社(以下「A社」という。)において被保険者となっていた事実が認められるものの、A社を離職して同年○月○日に基本手当の受給資格を取得しているため、請求人が事業所を離職してから求めた本件受給資格の確認においては、法第14条第2項第1号の規定に基づき、A社を離職した日

以前の被保険者であった期間は除いて判断されることとなる。

(4) 以上のことから判断すると、請求人の被保険者期間が6か月に満たないことから、事業所に係る離職理由にかかわらず、法第13条に定める要件を満たさないことは明らかである。

(5) なお、請求人は、平成○年○月○日に受給資格の決定を求めた際に提出した雇用保険受給資格決定確認書において、事業所を離職してからB社で約1か月間就労していた旨を申告していることから、安定所長は、請求人がB社において被保険者となっていたか否かについて確認すべきであったといえるも、仮に、請求人がB社において被保険者となっており、同社の離職を最後として受給資格を判断するとしても、基本手当の受給資格を満たすことにはならないものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。